

社会福祉法人 栗福社会

うつぼほんまち保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 栗福社会
所 在 地	和歌山県和歌山市栗 2 5 5 番地の 5
電 話 番 号	0 7 3 - 4 5 3 - 2 0 0 3
代表者氏名	理事長 土 井 淳 宏

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	うつぼほんまち保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市西区靱本町 1 丁目 1 9 の 1 3 2 階
連 絡 先	電話番号 0 6 - 6 4 4 6 - 2 0 0 3 FAX 0 6 - 6 4 4 6 - 2 0 0 8
管 理 者	園長 土 井 美 貴 子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 6 人 1 歳児 9 人 2 歳児 9 人 3 歳児 1 0 人 4 歳児 1 0 人 5 歳児 1 0 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 2 4 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 1 6 人 満 1 歳未満の児童 5 人
開 設 年 月 日	平成 2 1 年 8 月 1 日
事 業 所 番 号	

3 施設の目的・運営方針

うつぼほんまち保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（１） 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		2073.55 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建のうち2階の一部
	延べ面積	321.41 m ²
園 庭		地上園庭 無 m ² ・公園（うつぼ公園） m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ちょうちょ組
ほふく室	1 室	たんぽぽ組
保育室	3 室	もも組（満2歳児クラス）、うめ組（満3歳児クラス）、たけ組（満4歳児クラス）とまつ組（満5歳児クラス）
遊戯室（ホール）	室	
調理室	1 室	
職員室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚労告示）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 特別講師による教室
毎月2回（2～5歳児）英語教室。
毎月4回（4・5歳児）硬筆教室（希望者のみ）。
- (3) 送迎
園バス等による送迎はありません。
- (4) その他
一時預かり事業
障がい児保育事業
延長保育事業

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和6年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事	9	8	1	
調理員	給食及びおやつを調理する。	2	2		栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（10：00～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）うち8時間勤務
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）うち8時間勤務
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝祭日と年末年始（12月29日から1月3日）は休園となります。また、8月13日から15日（盆休み）と、4月初日（新年度の準備）は家庭保育協力日となりますので、ご協力宜しくお願いいたします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分（土曜日は17時まで）までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合、月曜日から金曜日は19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合、月曜日から金曜日は、7時30分から9時まで又は17時から19時30分まで、土曜日は、7時30分から9時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

栄養士による栄養のバランスに応じた献立を作成し、自園調理いたします。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃	
3歳児		12時00分頃	15時00分頃	
4歳児		12時00分頃	15時00分頃	
5歳児		12時00分頃	15時00分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ほりえキッズクリニック
医院長名又は医師名	山 下 純 英
所 在 地	大阪市西区南堀江1-22-6 トラストマン堀江1F
電 話 番 号	06-6535-7765

(2) 歯科

医療機関の名称	藤村歯科医院
医院長名又は医師名	藤 村 公 一
所 在 地	大阪市西区靱本町1丁目15-19 藤村ビル1F
電 話 番 号	06-6449-1217

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士：首藤美和、 ・ご利用時間 8：30 ～ 18：30 ・電話番号 06-6446-2003 - FAX 06-6446-2008 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。				
第三者委員	<table> <tr> <td>土橋加代子</td><td>電話番号 073-451-0651</td></tr> <tr> <td></td><td>役職・肩書等 民生児童委員</td></tr> </table>	土橋加代子	電話番号 073-451-0651		役職・肩書等 民生児童委員
土橋加代子	電話番号 073-451-0651				
	役職・肩書等 民生児童委員				

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	普通傷害保険（東京海上日動火災保険株）
保険の内容	ケガ・死亡
保険金額	死亡 1,000 千円、入院 1 日 1,500 円、通院 1 日 1,000 円

保険の種類	食中毒保険（東京海上日動火災保険株）
保険の内容	給食・おやつ等の食中毒
保険の金額	100,000 千円 最大 1,000,000 千円

保険の種類	損害賠償責任保険（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	ケガ・死亡
保険の金額	死亡見舞金 30,000 千円 医療費 50 万円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	6人	3人	3人
1歳児	9人	10人	9人
2歳児	9人	10人	9人
3歳児	8人	9人	10人
4歳児	9人	9人	8人
5歳児	7人	7人	9人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
駐車場	送り迎えの自転車は、所定の位置に駐輪してください。 車の駐車場はありません。近隣のパーキングをご利用ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
給食費	主食費（３歳児～５歳児）	月額１，５００円
	副食費（ 〃 ）	月額４，５００円
書道教室費（硬筆）	希望者（４・５歳児）	４歳児：月額２，５００円 ５歳児：月額３，０００円
絵本代	月刊誌	０歳児：月額３９０円 １歳児：月額４２０円 ２歳児：月額３９０円 ３歳児：月額４３０円 ４歳児：月額４５０円 ５歳児：月額４５０円
教材費	ワークブック	３歳児：年額３８５円 ４歳児：年額４０５円 ５歳児：年額８１０円
写真代	業者による写真の販売	１００円～
制服代	２歳児以上は、制服・園内服等が必要になります。 （制服・制帽・園内服・通園カバン）	制服（冬）：８，１５０円～ （夏）：４，９５０円～ 制帽（冬）：２，６５０円 （夏）：２，６００円 園内服（冬）：４，４５０円～ （夏）：２，９５０円～ 通園カバン：３，８８０円
用品代	お道具箱セット（２歳児以上）	４，１７０円
〃	手さげ袋（入園時購入）	６２０円
〃	カラー帽子	０歳児：８７０円 １～５歳児（毎年）：５７０円
〃	名札（２歳児以上、２セット）	ケース：１枚１１０円 台紙（毎年）：１枚 ６０円
〃	おたより帳（シール込）	（毎年）：５００～７００円
〃	乳児連絡帳（０・１歳児）	（１冊）：１９０円

※ 上記の価格については、年度によって異なりますので、変更がある場合はお知らせいたします。

※ 遠足などで入場料が必要な場合は、別途費用を請求させていただくことが有ります。

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定（最長11時間）

保育標準時間認定（当園では、7時30分～18時30分）の方で、18時30分を越えて（18時31分～19時30分）お迎えに来られた場合は、日割りで1回につき500円お支払いいただきます。

ただし、月に6回以上ご利用の方は、月額3,000円とさせていただきます。

(2) 保育短時間認定（最長8時間）

保育短時間認定（当園では、9時00分～17時00分）の方で、9時より前（7時30分～8時59分）に登園された方は1回につき350円、17時を越えて（17時01分～18時30分）お迎えの方は、1回につき350円の利用料が必要となります。（同日に両方利用された方は1日700円の利用料がかかります。）

さらに18時30分を越えて（18時31分～19時30分）お迎えに来られた方は、1回500円の利用料がかかります。ただし、18時30分を越えてのお迎えが月に6回以上になった方は、この部分の利用料として月額3,000円とさせていただきます。

保育短時間認定の方で、時間外保育の利用が多い方は、西区役所にて保育標準時間認定に申請しなおしてください。

※ 当園は、上記費用の支払いを受ける場合、徴収袋で集金をし、徴収袋の領収印にて領収書の代わりとさせていただきます。なお、個別に領収書の必要な方は担任に申し出てください。